



# 山形県公報

平成22年5月25日（火）  
第2145号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（都市計画課）…629
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…同

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…630
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（置賜総合支庁建設総務課）…631
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 平成23年度山形県立農業大学校入校者の募集……………（農政企画課）…632
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同

## 規 則

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第41号

##### 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成22年3月県条例第19号）の施行期日は、平成22年6月1日とする。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第42号

##### 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

## 別表第4第1項の表山形県総合運動公園の項中

|        |                |                  |   |
|--------|----------------|------------------|---|
| 第3運動広場 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>510円   | を |
|        | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>1,020円 |   |

|        |     |                |                  |       |
|--------|-----|----------------|------------------|-------|
| 第3運動広場 | 広場1 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>510円   | に改める。 |
|        |     | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>1,020円 |       |
|        | 広場2 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>250円   |       |
|        |     | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>510円   |       |

## 附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三郷堰地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営三郷堰土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

山形市役所、天童市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成22年5月31日から同年6月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称 | 地区名   | 事業の名称                      | 工事完了年月日    |
|--------|-------|----------------------------|------------|
| 鶴岡市    | 朝日村南部 | 農村振興総合整備事業<br>（むらづくり交付金事業） | 平成22年3月30日 |

**山形県告示第495号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年5月25日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市舘山矢子町字摺形一338番1から  
同 字山伏塚二260番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年5月25日

**山形県告示第496号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域から上山市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年4月27日から平成23年1月11日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第11号**

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成22年5月25日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年5月26日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 第5次山形県教育振興計画見直し基本要綱の制定について  
(2) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について  
(3) 教職員の人事について

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第13号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月25日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
本則の表分べん介助料等の項中「140,000円」を「170,000円」に、「70,000円を」を「85,000円を」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

## 公 告

平成23年度山形県立農業高等学校の入校者を次のとおり募集する。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集人員

50名

### 2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成23年3月に卒業見込みの者を含む。）  
又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者

### 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業高等学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

(1) 推薦入校 平成22年10月18日（月）から同月25日（月）まで

(2) 一般入校（前期） 平成22年11月19日（金）から同月29日（月）まで

（後期） 平成23年2月4日（金）から同月14日（月）まで

### 4 選考試験

#### (1) 推薦入校

イ 期 日 平成22年11月8日（月）

ロ 場 所 山形県立農業高等学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

#### (2) 一般入校

イ 期 日 前期：平成22年12月10日（金）

後期：平成23年2月28日（月）

ロ 場 所 山形県立農業高等学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物Ⅰ、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合、小論文並びに面接

### 5 その他

(1) 山形県立農業高等学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成23年度山形県立農業高等学校学生募集要項に定めるところによる。

(2) 詳細については、山形県立農業高等学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2414）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|---------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|               |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパート2号    | 長井市台町3-2          | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用 | 14,200                  | 16,400                             | 18,700                             | 21,100                             | 24,100 | 27,800                             | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 屋城町アパート(1棟) | 同 屋城町4-1          | 2LDK | 61.8                          | 1    | 同   | 21,000                  | 24,200                             | 27,700                             | 31,300                             | 35,700 | 41,200                             |                                    |
| 同 小国アパート1号    | 西置賜郡小国町大字兵庫箱3-3-9 | 3DK  | 58.0                          | 2    | 同   | 12,800                  | 14,800                             | 16,900                             | 19,100                             | 21,800 | 25,200                             |                                    |
| 同 2号          | 同 3-8             | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400 | 27,000                             |                                    |
| 同 宝前町住宅(B棟)   | 同 白鷹町十王5502-11    | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 18,400                  | 21,200                             | 24,300                             | 27,400                             | 31,300 | 36,200                             |                                    |
| 同 あらとアパート1号   | 同 大字荒砥乙725-1      | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 23,500                  | 27,100                             | 31,000                             | 35,000                             | 40,000 | 46,200                             |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年5月31日から同年6月4日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成22年6月4日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

- 5 入居の時期 平成22年7月中旬